

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針
に係る調査研究委託

【プロポーザル実施要領】

平成30年8月

江 差 町

1 趣旨

この実施要領は、江差町において江差町版DMOによる江差エコシステム再生に資する様々な取組の実施のための観光まちづくりに関するコンセプトやターゲットの明確化、具体的な行動計画といった持続可能なまちづくり行動指針に関する調査研究業務を委託するにあたり、企画提案の提出を求め、業務の履行に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務
- (2) 業 務 内 容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業者選定方法：プロポーザル方式とし、提案書及びプレゼンテーション等の評価において最も点数が高かった業者を受託候補者とする。
- (4) 業 務 期 間：契約締結日から平成31年2月末日まで
- (5) 委託上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む額）
※ただし、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格条件を全て満たす者とする。

- (1) 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。
- (2) 本業務と同種又は類似する業務における専門知識やノウハウを有し、相応の実績を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 参加受付日から契約締結の日まで、国、北海道及び江差町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていない者。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者。
- (7) 北海道内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有すること。
- (8) コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。
- (9) コンソーシアムにおいては、構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。又、構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

4 審査概要

- (1) 名称
江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務プロポーザル
- (2) 選考方式
プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評

価を行い、最優秀者及び次点者を各１社選考する。

(3) 選考委員会

受託候補者の選考は、「江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務委託事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行う。

(4) スケジュール（予定）

項目	日程
参加表明・企画提案に関する質問書の提出期限	平成３０年 ８月３１日（金）
質問に対する回答書の送付	平成３０年 ９月 ７日（金）
参加表明書の提出期限	平成３０年 ９月１４日（金）
企画提案書等の提出期限	平成３０年 ９月２１日（金）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	平成３０年１０月 ３日（水）
審査結果通知	平成３０年１０月 ５日（金）
業務委託契約の締結（随意契約）	平成３０年１０月 中旬

5 失格要件

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に応示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) その他この実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問等は、以下により提出すること。

- (1) 提出期限：平成３０年８月３１日（金）午後５時まで
- (2) 提出方法：質問票（様式第２号）により電子メールで送付すること。持参、口頭及びＦＡＸによる質問は受け付けない。
- (3) タイトル：質問の際は、メールの表題を「江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務プロポーザル質問票（事業者名）」として送付すること。
- (4) 提出先：江差町役場 追分観光課観光係 担当：森・佐々木まで
(２人宛てに提出すること)
(電子メールアドレス) naohiko.mori@town.hiyama-esashi.lg.jp
akihiro.sasaki@town.hiyama-esashi.lg.jp
- (5) 回答方法：質問に対する回答は、質問回答書として、質問者に電子メールにて送付いたします。

7 参加表明書等の提出

参加をしようとする者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 業務履行実績調書（様式任意。本業務と同種又は類似する業務実績がわかるもの。）
- ③ 会社概要が分かる資料（様式任意）
- ④ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について滞納が無いことの証明書
※今年度、既に江差町その他業務において提出している場合は、コピー可とする。

（2）提出期限

平成30年9月14日（金） 午後5時まで

（3）提出場所

北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場 追分観光課観光係 担当：森・佐々木まで

（4）提出方法

持参または郵送によるものとする。（提出期限必着）

（5）参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、書面により参加資格審査結果を通知します。また、参加資格を有する者に対しては、併せて、企画提案書等の提出を要請します。

8 企画提案書の提出

（1）提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、別紙「江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務委託仕様書」の内容と別表1の「評価項目及び評価事項」の内容を踏まえた上で、企画提案書を作成すること。

企画提案書は、A4版用紙、片面印刷で、表紙には会社名を明記し、20ページ以内（表紙含む）とする。

② 見積書（任意様式）

見積書は、合計金額のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む。）についても記載すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

本業務に関わる予定技術者全てについて、分担する業務内容・役割を記載すること。

（2）提出部数

正本1部、副本5部。※正本のみ代表者印を押印。

（3）提出期限

平成30年9月21日（金）正午必着

（4）提出場所

北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場 追分観光課観光係 担当：森・佐々木まで

（5）提出方法

持参または郵送とする。

（6）注意事項

- ① 企画提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ等は使用できます。

- ② 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。
- ③ 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めません。

9 企画提案の審査及び選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選考委員会において、企画提案内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を数社選考する。

① 実施日：平成30年10月 3日（水）を予定

② 実施場所：江差町役場

③ 実施方法：プレゼンテーションへの出席者は、予定責任者を含む3名以内とする。
企画提案書を用いた内容説明とし、追加資料の提出は認めない。1社の持ち時間は40分程度（提案30分、質疑応答10分程度）とする。なお、プレゼンテーションに必要な機器等は提案者各自で準備すること。

④ その他：正式な実施日時やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知するものとする。

(2) 契約候補者の選定

選考委員会において、企画提案書・見積書・プレゼンテーションの内容を評価・採点した結果を集計し、最も得点の高かった最優秀者を委託契約交渉順位第一位の受託候補者とし、次点の者を準受託候補者として選定する。

なお、評価基準は、別表1の「評価項目及び評価事項」によるものとする。

(3) 選定経過の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面により通知する。

10 契約の締結

江差町と委託契約交渉順位第一位の受託候補者は、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。

なお、優先候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び企画提案書等に要する作成経費及び旅費等の必要経費は、全て参加者の負担とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、協議会に帰属するものとする。

(5) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けません。

江差町の観光による持続可能なまちづくり行動指針に係る調査研究業務委託
事業者選考審査配点表

(1) 技術評価点

評価項目	配点	評価事項
企画提案内容	30点	○本業務の目的、実施条件などについての的確に反映した提案内容となっているか。 ○提案内容の実現性と将来性が確保されているか。 ○仕様書の記載内容に加えて独自提案がなされているか。
	40点	○江差町の特性や課題等を踏まえた提案となっているか。 ○協議会が本業務を委託することによるメリットを明確に提案できているか。
業務遂行能力	10点	企画提案内容を適正に執行するための経験、実績等が十分であるか。
業務執行の妥当性	10点	業務目的を理解し、業務の執行について必要な体制を確保しているか。

(2) 価格評価点

評価項目	配点	評価事項
見積額	10点	価格評価点＝10点×（最低見積価格÷見積価格） ※小数点以下切り捨てにより算出

※審査は選考委員会委員の評価により5段階で行い、採点は上表の配点に次の率を乗じて算出します。

A評価	極めて優れている	配点 × 1.0
B評価	優れている	配点 × 0.8
C評価	普通	配点 × 0.5
D評価	やや劣っている	配点 × 0.3
E評価	劣っている	配点 × 0.1